

第10章 児童虐待への対応

1 はじめに

児童虐待は、子供の心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには尊い命さえも奪ってしまう。虐待は、子供に対する重大な人権侵害である。

子供が、家庭に次いで多くの時間を過ごす学校の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にある。同時に保護者に接する機会も多いので、児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた子供や保護者に対する支援に至るまで、様々な場面での対応が求められている。

2 虐待の定義とその兆候

本章末尾の「児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候」を参照されたい。

3 DVと児童虐待

「ドメスティック・バイオレンス」（以下DV）とは、「親密な関係にあるまたはあった配偶者や恋人から振るわれる暴力」という捉え方が一般的になっている。

改正後の児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）」も児童虐待であることが明記された。

DVの起こっている家庭では、子供はDVの目撃者となったり、巻き添えとなって暴力の被害者となったりする。このため、自尊心の低下、無力感や絶望感、感情麻痺や、体調不良となった親からの虐待等、安定した養育環境が維持されず、子供に様々な影響が生じる可能性が高い。

4 しつけと虐待

虐待をしている保護者が「しつけのため」と言って虐待を正当化する事例がある。令和元年6月には「しつけ」に対しても「親権者等による体罰の禁止（児童虐待防止法 第14条）」が明示され、民法による親の「懲戒権」についても令和4年12月に削除された。これらの動きにも注視し、保護者との関係よりも子どもの安全を優先し、対応することが大切である。

5 児童虐待の起こりやすい要因

児童虐待を発生させる可能性をもつ要因として、次のようなものが挙げられる。

(1) 親の要因

育児不安や育児疲れ、配偶者等が家事や育児に非協力的で負担過重になっているストレス、望まない妊娠、情緒不安定、攻撃的な性格傾向、アルコール・薬物依存、精神疾患、養育者自身の被虐待の経験（愛情飢餓・世代間伝達・体罰信仰）

(2) 子供の要因

未熟児、発達の遅れ、疾患などに対する保護者や家族の子育てや将来への不安

(3) 親子の関係

入院等による親子分離状態の長期化等による愛着関係の形成不全、自責感や養育不安、年相応の評価ができずに過度の期待

(4) 家庭の状況

夫婦・家族不和、経済的困窮、借金、失業、転居、若年結婚・出産、再婚、内縁関係

(5) 社会からの孤立

近隣との交流が無く、親・兄弟・友人等相談相手が身近にいない状態

※虐待は、どこの家庭にも起こりうるが、要因があるから直ちに虐待が起こるとは限らない。

6 学校における虐待対応

(1) 疑いと発見の段階

ア 虐待は発見されにくいもの

虐待を受けた子供が、自分から虐待を受けたことを訴えるのはまれである。虐待を受けていても、子供にとって親の存在はかけがえのないものであるため、事実を否認したり、親をかばったり、自分が悪かったせいだと思ったり、虐待を受けている認識をもてないでいる子供も少なくない。一旦は認めても後から事実を取り消す子供もいて、家庭という「密室」で行われる虐待の発見は難しい。

しかし、虐待を受けている子供は何らかのSOSサインを出していることが多い。普段から子供と接する機会の多い教職員や保育従事者には、「虐待を疑う視点をもつ」ことが重要で、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まる。

イ 早期発見の義務

学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場にあり、子供・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律により、早期発見の義務が課せられている。

ウ 虐待を見逃さないポイント

◆虐待のサインとしての問題行動

非行や不登校、暴力など、虐待を受けた子供は、様々な問題行動を起こす傾向にある。

問題行動のみに着目し処理するのではなく、その背景に虐待があるかもしれないという視点をもつことにより、見逃されていた虐待の発見につながる。

◆「いつもと違う」、「何か不自然だ」も虐待のサイン

「不自然さ」に気付くことを大切にしたい。

【不自然な傷・あざ】

頻繁な負傷、不自然な部位の傷・あざの状況

【不自然な説明】

子供も保護者もありえない説明、二転三転する説明

【不自然な表情】

無表情、脅え、落ち着きがなく周囲をうかがう、変な機嫌とり

【不自然な行動・関係】

妙な馴れ馴れしさや拒絶、年齢にそぐわない性的な素振り

【その他の不自然な状況】

重大な結果の事例では、突然の引越、連絡もない長期欠席、保護者の言い逃れや拒否により、実際に教職員等が子供に会えなかった場合もある。

SOSのサイン

本章末尾の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を参照されたい。

こんなところに注意

○「そんなことがあるはずがない」という思い

実母からの虐待が、全体の半数程度と言われている。

「実父母による虐待はあるはずがない、できれば考えたくない」という気持ちだが、虐待を見逃してしまう可能性を高める。

○「聞くことがかえって子供の害」という思い

教職員は家庭との関係を良好に保ちたいもの。親からの抗議をおそれたり、

虐待への関わりがかえって子供の虐待を深刻化させてしまうとおそれたりすることから、通告などを躊躇してしまう可能性がある。

○「どうせいつものこと」という慣れ

ためらいと見送りを繰り返しているうちに、「前回の傷のほうひどかった」等と虐待の影響に慣れてしまうことが、生命に危険が及ぶ虐待にまでエスカレートする可能性を高める。

(2) 初期対応

ア 虐待の証明はしなくてもよい

虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた児童相談所や市町村などの役割になる。

法は、虐待を受けたと思われる場合でも通告を求めている。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と通告を遅らせることで、最悪の結果を招くことのないようにしなければならない。

イ 一人で抱え込まない

虐待は、発生要因が複雑で、子供、保護者双方への援助や対応にも困難が伴うものである。

多面的な視点を持ち、ストレスの軽減を図るためにも、役割分担や組織での対応、校内連携が重要である。

ウ 正確な記録の重要性

虐待の対応は、多くの機関が関わり、長期に及ぶことが多い。関係機関への連絡や後任への引き継ぎを確実にを行うためにも、虐待の疑いをもった時から、事実か伝聞かの区別を明確にした、憶測を交えない正確な記録を残す必要がある。

エ チームとして早期対応

管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応することが重要で、まず可能な範囲で速やかに関係職員を集め、

情報収集し、事実関係を整理する必要がある。

(メンバー)

- ・管理職
- ・虐待対応担当教諭
- ・養護教諭
- ・学級担任
- ・学年主任
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

オ 子供からの聞き取り

虐待された子供から聞き取ることが子供にとってマイナスになるのではないかという配慮は誤りである。

次のポイントに留意し、適切な方法による聞き取りに努めたい。

子供からの聞き取りのポイント

- 1 原則として、あらかじめ、関係者で十分な検討をしておく。
- 2 子供がリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- 3 聞き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- 4 無理をしない。詰問調にならないようにする。
- 5 子供の言葉に共感し、受容的に受け止める。
- 6 親、家族のことを、ことさらに責めない。
- 7 子供が安心できる話し方、質問方法を心がける。
- 8 「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避ける。(誘導する質問はしない。)
- 9 ひどい状況を聞いても驚かず、動揺を見せない。
- 10 聞き取りの回数は、できる限り少なくする。

カ 親との面談・家庭訪問

- 虐待事実・家庭状況や親の子育て観等の確認
- 親との信頼関係の構築（日常から親との関係が重要）

親との面談・家庭訪問のポイント

- 1 校内の虐待対応組織（サポートチーム）等で、事前に十分な検討をする。
- 2 訪問や面談は、できるだけ複数で行う。
- 3 拒否的態度をとる親には無理な実施をしない。
- 4 矛盾する話をする親を迫及する態度をとらない。
- 5 共感的態度で親の指導批判はせず、虐待だけを話題にしない。
- 6 面談・家庭訪問は、終了後、その状況を速やかに記録する。
- 7 性的虐待の疑いがある時は、面談・家庭訪問はしない。
- 8 障害のある子供をもつ保護者へは、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえ対応する。

(3) 通告

ア 通告とは

虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない。」と通告の義務を規定している。

通告する際、まずは口頭（電話）で構わないので、以下の情報を伝える。

- ・子供、保護者の氏名、年齢等
- ・家庭の状況
- ・外傷や症状
- ・出席状況、日常的な学校での様子等

正確に伝えたいときには、文書を用いて通告することもよい。

「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受けるが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、通告をためらうことのないようにしなければならない。

イ 通告者

虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見の責務について、教職員等の個人だけでなく保育所や学校などの

組織（団体）も負うことが明確に規定された。

子供の保護や自立支援等、通告後も継続する可能性があることを考えると、組織的対応が重要であることから、早い段階から組織的に関わり、管理職が通告することが望ましいが、子供の安全確保に緊急を要する場合などは、教職員個人でも、直ちに通告する必要がある。

誰が通告したかについては、通告を受けた児童相談所や市町村等の職員は、通告者を特定させるものを漏らしてはならないと法に明記されている。

守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げないと法に明記されている。

ウ 通告先

【緊急性が高い場合】

児童相談所

以下の(ア)～(エ)の場合は、児童相談所に通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄 など）があると疑われる場合
- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護、救済を求めている場合）

警察

緊急性が高い場合、児童相談所への通告とともに、以下の(ア)～(エ)の場合は、警察にも通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）

があると疑われる場合

- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) この他、子供の生命、身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

市町村

以上の(ア)～(エ)以外の場合は、市町村(虐待対応担当課)に通告する。市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応する観点から児童相談所に連絡をする。

(4) 通告後の対応

関係機関との連携

通告を受けた後、児童相談所や市町村は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースは、援助方針を立て、それに基づき、ソーシャルワークを行う。

その際、学校や教職員等は、市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。

※要保護児童対策地域協議会

要保護児童等(虐待に限らず支援が必要と考えられる子供)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されている。

継続して支援の必要な子供や家庭がある場合、進行管理台帳に登録され、定期的な会議を通じて関係者で共有される。

そして、市町村や児童相談所の求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、情報提供が必要である。さらに、対象となる子供について、保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場

合には、速やかに関係機関に情報提供を行う必要がある。

(5) 通告後の学校での具体的対応

ア 虐待を受けた子供への関わり

(ア) 教職員は、子供の言動の背景をよく理解した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

(イ) 安心感・安全が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。

(ウ) 感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるようにする。

(エ) 自分の責任とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。

(オ) 子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージや、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

イ 保護者への対応

チームとしての対応

学校はチームとして対応し、校内で保護者の要求や相談の内容を共有する必要がある。また、児童相談所や市町村と情報を共有しておくことも重要である。

保護者からの問い合わせ要求に対して

(ア) 子供が児童相談所に一時保護されたことに対して、保護者が学

校に押しかけてくることも考えられる。その場合は、一時保護は専門機関の権限で行われたことを明確に伝えることが重要である。

- (イ) 保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められ、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要である
- (ウ) 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら対応することが必要である。

ウ 守秘義務と個人情報の取扱いについて

- (ア) 保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、虐待を受けたと思われる子供について通告したことや児童相談所等との連絡内容は漏らしてはいけない。
- (イ) 保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供の（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を、個人情報に関する法令に照らし検討し、該当する場合には不開示を検討する。

エ 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

- (ア) 教育委員会は、要保護児童の保

護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村や児童相談所に情報を共有することが必要である。

- (イ) 転出元・転出先の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要である。

(6) 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法においても通報義務があり、また研修の実施、相談体制の整備、就学する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置等が求められている。

18歳未満の障害者に対して養護者により行われる虐待に係る通報等については、障害者虐待防止法ではなく児童虐待防止法が適用される。

7 研修の励行

事例研究や様々な形で企画される研修に積極的に参加し、児童虐待防止法や障害者虐待防止法の趣旨を理解するとともに教員自身による児童生徒への虐待防止を徹底し、虐待防止を図る上での役割を十分果たせるよう努めなければならない。

《参考・引用文献》

- ・「教職員のための児童虐待対応マニュアル」
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」
千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 令和3年

8 高等学校における配慮事項

(1) 虐待対応における義務教育との相違点

生徒が保護者から重篤な虐待を受けている場合、保護者から引き離すことを目的に、児童相談所への一時保護を行うことは幼稚園・小中特別支援学校と何ら違いはない。

また、児童相談所の判断により、家庭へ戻せない場合もある。この場合、里親への委託や児童養護施設への入所を行うことになるが、これは幼稚園・小中特別支援学校と同様である。ただし、高等学校における児童虐待の対応において、幼稚園・小中特別支援学校とは大きく異なる点が2点ある。

ア 児童相談所の一時的保護中の学習支援
児童相談所の一時的保護中は、原則として在籍校に通学することはできない。そのため、一時保護所内で学習支援を行うことになる。しかし、高等学校の場合、欠席が嵩むことにより、単位の履修・修得が困難となってしまう。現在、里親委託や施設入所が決定するまでには長時間を要する場合もあることから、学習への支援が求められる。

イ 転学の扱い

児童相談所の措置により、里親委託や施設入所となる際に、委託先や施設が遠方の場合、これまで在籍していた学校に通えないことも出てくる。

こうした可能性が出た場合、速やかに、児童相談所、県教育庁学習指導課教育課程指導室と連携し、転学について適切に対応できるよう配慮する。

出席や、学習支援について、問題の態様に応じ学校の柔軟かつ計画的な対応が必要となる。

(2) 被児童虐待児への学習支援等の推進

本県では平成27年8月12日付け教指第920号、教特第429号で「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止に係る対応について（通知）」により、この問題への対応の周知徹底を図った。そのため、一時保護等が行われている生徒については、次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

ア 一時保護所において学習が行われている場合

一時保護所において、当該生徒の自立を支援する上で、相談・指導が有効であると判断され、以下の要件を満たすときには、校長は指導要録上出席扱いすることができる。

- ・学校と児童相談所との間で、生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- ・一時保護所等で、生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

イ 一時保護所において学習を行っていない場合

一時保護が行われている生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等、生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることは適当である。

ウ その他の留意点

生徒が学校に復帰した際、状況に応じ補習等を実施し、高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましい。

(3) 18歳以上の生徒への対応

児童相談所が対象とする子供は、里親委託や施設入所等の例外を除き、原則18歳未満とされている。そのため、18歳以上の生徒については、相談先が限られることになることから、虐待の早期発見、早期対応に努めることが大切である。

《参考・引用文献一覧》

- ・「教職員のための児童虐待対応マニュアル」
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」
千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 令和3年

児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候

児童虐待の分類	兆候	
<p>身体的虐待</p> <p>子供の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。</p>	<p>低身長・低体重等の発育不良。</p> <p>十分説明のつかない骨折、あざ、やけど、顔面の傷。</p> <p>新旧混在する傷跡。</p> <p>（繰り返されるけが）</p> <p>統制できない行動。</p> <p>（怒り・パニック等）</p>	<p>挑発的、攻撃的な言動が多い。</p> <p>人に、へばりつくようにしている。</p> <p>人を寄せ付けない。</p>
<p>性的虐待</p> <p>直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為など、より広い行為が含まれます。子供をポルノグラフィーの被写体にするなどにも含まれます。</p>	<p>急に性器への関心が高まる。</p> <p>他の子供の性器に触ろうとする。</p> <p>性的な話題が増える。</p> <p>年齢に不釣り合いな性的知識がある。</p> <p>性的非行がある。</p> <p>無断での外泊がある。</p>	<p>怯えている。</p> <p>緊張度が極めて高い。</p>
<p>ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）</p> <p>心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにするといった行為を指します。</p>	<p>無気力。</p> <p>低身長・低体重等発育不良。</p> <p>がつがつ食べる、隠れて食べる。</p> <p>身体・服がいつも汚い。</p> <p>気候にあわない服装。</p> <p>ひどい悪臭。</p> <p>きたないぼさぼさ髪。</p> <p>必要な治療を受けていない。</p> <p>鬱状態で受動的。</p>	<p>感情表現が乏しい。</p> <p>親や周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する。</p> <p>服を脱ぐことを極端にいやがる。</p>
<p>心理的虐待</p> <p>子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待にあたります。</p>	<p>自尊感情の欠如。</p> <p>いつも極端に承認を求める。</p> <p>敵意、口汚くののしる、挑発的。</p>	<p>自傷行為。</p> <p>過食・拒否。</p> <p>徘徊、家出、不登校、万引き、虚言、薬物使用、援助交際等の不良行為、非行、問題行動とみられる行動。</p>

※虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。特に、心理的虐待は、他の虐待と重複して生じていることがほとんどであり、子供の心理的発達に対する影響は、身体的虐待そのものよりも、付加している心理的虐待の方が重要な要因となる。

児童虐待の早期発見チェックリスト

【緊急的な支援を要する】

【児童相談所に通告する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。(子供自身が保護・救済を求めている)

【警察に通報する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄 など)
	③性的虐待が疑われる。
	④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

【子供の様子】	
チェック欄	子供の様子
	繰り返し頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊べず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が違う(顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなる など)
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫菌、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。

【保護者の様子】	
チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子供に会わせない。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。

【家族・家庭の状況】	
チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。